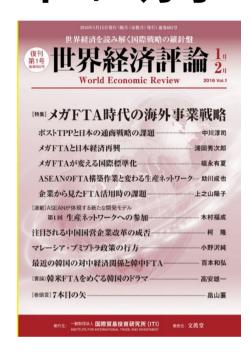
本論文は

世界経済評論 2016 年 1/2 月号

(2016年1月発行)

掲載の記事です





メガ FTA が変える国際標準化

規格の調和から規制の収斂へ

福永 有夏 早稲田大学社会科学部教授

ふくなが ゆか 一橋大学卒業,東京大学大学院法学政治学研究科修士課程修了, カリフォルニア大学バークレー校法科大学院修士課程修了,東京大学大学院法 学政治学研究科博士課程退学。東京大学博士(法学)。専門は国際法、特に国 際経済法。著書: 『国際経済協定の遵守確保と紛争処理』 (有斐閣, 2013年) 他。

規格や規制が国により異なると、貿易や投資を妨げる恐れがある。これについて WTO(世界貿易機関)協 定の一つである TBT 協定(貿易の技術的障害に関する協定)は、規格の国際規格への調和を進めることで、 貿易自由化を実現してきた。メガ FTA (自由貿易協定) は、規格を含む様々な規制を相違の少ないものに収 斂させることで、さらに貿易や投資の自由化を進めると期待される。特に EU(欧州連合)は、米国、カナダ、 そして日本とメガ FTA を結び、自動車など特定分野における国際規格の活用や分野横断的な規制協力の強化 を図ることで、グローバル・ルール・メイキングにおけるプレゼンスを高めると予想される。他方で米国は、 締約国間の規制の収斂よりは他国内の規制制度改革に重点を置いており、TPP(環太平洋パートナーシップ) 協定においては規制の一貫性に関するルールが導入される。こうした状況の中、日本としては、単なるルール・ テイカーとならないためには、グローバル・ルール・メイキングに積極的に関与していく必要があろう。同時 に、グローバル・ルール・メイキングが活発化する中で、環境や人権などの非経済的政策を実現するための各 国の規制権限をいかに確保していくかも問われることになろう。

メガ FTA による自由化の焦点

メガFTA(自由貿易協定)による自由化の 便益が語られるとき. とかく関税の引き下げな どの市場アクセスをめぐる点に議論が偏る傾向 がある。TPP(環太平洋パートナーシップ)協 定に基づくコメの輸入枠や自動車の関税に関す る議論がしかりである。

しかし、特に鉱工業品については、主要先進 国の関税は WTO (世界貿易機関) などによっ て相当程度引き下げられるか撤廃されている

し、取り立て目新しい問題ではない。むしろメ ガ FTA によって大きな貿易自由化の効果が期 待されるのは、関税以外の貿易障壁、いわゆる 非関税障壁の自由化である。

非関税障壁といっても様々なものがあるが. ここで扱うのは規格や基準である。規格や基準 は、製品の品質を維持したり消費者の安全を確 保するために不可欠なものであるが、規格や基 準が国によって異なることによって貿易が妨げ られる恐れがある。たとえば、日本独自の規 格である軽自動車規格が、欧米からの自動車 輸出を妨げていると批判されることがあるの

は、周知のとおりである。貿易を妨げる規格や 基準は、WTO協定やFTAなどの貿易協定に おいて、貿易の技術的障害(TBT, technical barriers to trade)と呼ばれる。貿易の技術的 障害は、物品貿易においてのみ間題となるわけ ではなく、サービス貿易や投資の障壁ともな る。たとえば日本は、鉄道や発電所などのイン フラシステムの輸出を重要な成長戦略と位置付 けているが、日本の規格等と進出先の規格等に 相違があれば、インフラシステム輸出が妨げら れる。

貿易の技術的障害を取り除く最も有効な方法 は、規格や基準の国による違いをなくすことで ある。これについてこれまで最も重要な役割 を果たしてきたのが、WTO協定の一部である TBT 協定(貿易の技術的障害に関する協定) と国際標準化である。TBT協定は、WTO加 盟国に対して原則として規格や基準を国際規格 と合致させるよう求めることで、規格や基準の 加盟国による相違を減らすことに成功してき た。これを、規格の調和 (harmonization) と 呼ぶことができる 1)。

メガ FTA は、規格の調和に関する TBT 協 定のルールをさらに強化すると予想される。す なわち、第一に、メガFTAは、貿易を妨げる 規格や基準の相違のみならず、規格や基準以外 の様々な国内規制についても締約国間の相違を 減らすことを目指す可能性がある。第二に、メ ガ FTA は、すでに策定された国際規格に締約 国の規格や基準を合致させるのみならず、規格 やその他の規制の作成の段階から締約国の政府 やステークホルダーが協力することで、初めか ら国家間の相違のない規制が作成されること を期待する。これを、規制の収斂(regulatory convergence) と呼ぶことがある。

本稿は、IIで TBT 協定による規格の調和に ついて論じた後. Ⅲでこれまで日本が締結し てきた FTA が貿易の技術的障害についてどの ようなルールを定めているかを確認する。Ⅳ では、TPP協定や米国とEU(欧州連合)が交 渉中のメガ FTA である TTIP (環大西洋貿易 投資パートナーシップ) などを題材に、メガ FTA の規制の収斂に関するルールについて論 じ. Vではメガ FTA がもたらすインパクトを 考察する。

なお、議論を進める前に、用語の定義を確認 する。以下では、 貿易協定において用いられる 定義に従い、産品の特性や生産方法などについ て規定する文書であって遵守が義務付けられて いるものを強制規格、同様の文書であって遵守 が義務付けられていないものを任意規格. 強制 規格や任意規格に合致しているか評価する手続 を適合性評価手続と呼ぶこととする。本稿は主 として強制規格に関するルールを対象とする。

TBT 協定と規格の調和 П

国際標準化は、製品の特性や生産方法などを 国際的に統一または単純化することをめざし. 製品の特質や生産方法などに関する共通の指 針, すなわち国際規格(国際標準)を策定する ことを言う。製品の特性や生産方法が国際的に 統一されれば、貿易の技術的障害に関する問題 は解消するが、国際標準化自体は、貿易の技術 的障害をなくすわけではない。というのも、国 際規格は義務的なものではなく、国際規格に合 致しない国家規格を策定することを妨げるわけ ではないからである。

この状況を変えたのが TBT 協定である 2)。 TBT 協定は、特に強制規格について、関連す る国際規格が存在するか成立目前である場合に は. 原則として. 当該国際規格を強制規格の 基礎として用いなければならないと定めてい る³⁾。言い換えれば、加盟国の強制規格は関 連する国際規格と合致させなければならない。 TBT 協定のこの原則によって、国際標準化は、 単に国際規格を策定することにとどまらず、各 国の強制規格の相違を減らして調和させるとい う意味を持つようになったと言える。

ただし TBT 協定のこの原則には、いくつか 留意すべき点がある。第一に、この原則には例 外がある。すなわち、気候又は地理的な要因、 技術上の問題などにより、国際規格では規制上 の正当な目的を効果的に達成することができな いと考える加盟国は、国際規格に合致しない強 制規格を用いることができる。実際、国際規格 に合致しない強制規格も少なからず存在する。 第二に、TBT 協定は国際規格とはなにかにつ いて明確な定義をしていない。この点これまで のWTO 紛争事例によれば、国際規格とは、国 際標準化機関によって承認された規格であり. 国際標準機関とは、TBT 委員会で示された透 明性や公平性といった原則に沿って標準化活動 を行っていると認められるものと、一定の明 確化が図られている。この定義によれば、ISO (国際標準化機関) や IEC (国際電気標準会議) で承認された規格はもちろん、その他の機関に よって承認された幅広い規格が国際規格とみな される可能性がある。国際規格に合致させない ことが例外として認められていること, 国際規 格の定義が柔軟に定められていることから. TBT 協定による規格の調和には限界があると 言わざるを得ない。

日本の FTA と貿易の技術的障害 Ш

これまで日本が締結してきた FTA (EPA (経 済連携協定)を含む)は、貿易の技術的障害に ついて TBT 協定を補完するいわゆる「WTO プラス」のルールを定めているが、多くは適合 性評価の受け入れや情報提供などを求めるにと どまる。

たとえば適合性評価の受け入れについて. TBT 協定は、他の加盟国の適合性評価手続が 自国の適合性評価手続と異なる場合であって も. 他の加盟国の適合性評価手続によって与え られる保証が自国の適合性評価手続によるもの と同等であると認める場合には、当該他の加盟 国の適合性評価手続の結果を受け入れることを 確保しなければならないと定めている。これに 対して、たとえば日本とスイスとの EPA は、 TBT 協定上の義務を確認したうえで、他の締 約国の適合性評価手続によって与えられる保証 が自国の適合性評価手続によるものと同等と認 めない締約国は、他の締約国の要請に応じてそ の理由を説明しなければならないと追加的に定 めている。また日本とタイとの EPA は、自国 の関係法令で定められた基準を満たして登録又 は指定された他の締約国の適合性評価手続につ いては、その結果を受け入れなければならない と定めている。こうしたルールは、各締約国が 策定した適合性評価手続等が相互に異なること により貿易が妨げられることを回避すると期待 されるが、強制規格や適合性評価手続自体の相 違をなくしたり減らすわけではない。

これに対して、最近日本が締結した FTA の 中には、強制規格などの作成過程に他の締約国 のステークホルダーを参加させるよう求めるも

のがある。たとえばオーストラリアとの EPA は、他の締約国の者が自国の者よりも不利でな い条件で強制規格などの作成に参加することを 認めなければならないと定める。またペルーと の EPA によれば、他の締約国の強制規格と類 似の強制規格を作成しようとする締約国は、他 の締約国に対し、当該強制規格の作成にあたっ て利用した関連の情報を実行可能な範囲で提供 するよう求めることができる。TBT協定にも、 一定の場合に強制規格案などを他の加盟国に通 報したり他の加盟国の意見提出を認めるよう求 めるルールがあるが、ペルーやオーストラリア との EPA のルールはこれを超える義務を定め るものと言える。強制規格などの作成過程に関 する FTA のルールは、自国のみならず他の締 約国のステークホルダーの意見も踏まえて強制 規格などを作成するよう促すことで、締約国間 で強制規格などの相違が生じることを回避する と期待される。

メガ FTA と規制の収斂

メガ FTA には、これまで日本が FTA にお いて定めてきたルールをさらに発展させ、規格 やその他の国内規制全般の収斂を図るような ルールが挿入される可能性がある。

規制の収斂に関して最も大きなインパクトを 与える可能性があるのが、米国と EU との間で 交渉されている TTIP である。関税などの国境 障壁が相当程度削減または撤廃されている米欧 間において、規格やその他の国内規制の相違は 最大の貿易障壁であり、特に EU は規制の収斂 に関するルールを TTIP に挿入することを重視 している。仮に米欧間で規制の収斂が進められ れば、日本を含む他地域にも少なからぬ影響を

与えると予想される。

TTIP の規制の収斂に関連するルールについ ては EU が案を公表しているが、米国は規制の 収斂に積極的ではないと見られており、最終的 にどのような合意が形成されるか現時点では 不透明な点が少なくない。TTIP のルールを占 ううえで参考になるのが、EU とカナダが 2013 年10月に政治合意したCETA(包括的経済 貿易協定)である。2014年9月に公開された CETA の条文案⁴⁾には、規格や規制について これまでの FTA には含まれなかった新たな規 定が挿入されている。

CETA の条文案と TTIP に係る EU 案を踏 まえると、メガ FTA に挿入される可能性のあ る規制の収斂に関するルールには、以下の二つ のタイプがある。

一つは、特定分野における規制の収斂を図る ルールである。特に自動車分野について、規制 の収斂に係る追加的なルールが加えられる可能 性がある。たとえば CETA は、WP29 (国連 欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラ ム)によって運営されている国連の1998年協 定(車両等の世界技術規則協定)の下策定され たGTR(世界統一基準)の適用と承認を促す ために、情報交換や調和活動における協力を強 化すると定めている。特にカナダについては、 国連規則の導入を目指すと明記されている。こ のほか CETA は、自動車の安全基準に係る強 制規格について規制の収斂を促すことを目的に 情報交換を行わなければならないと定めてい る。これに関連して、EUと韓国のFTAには 自動車規則に関する規制の収斂についてさらに 踏み込んだルールが定められている。すなわ ち、EU 韓 FTA は、WP29 が附属書に列挙さ れた産品に関する国際標準化機関であることを

明示的に定めるとともに、規制の収斂を進める ため、 例外的な事情がない限り締約国の強制規 格を国連規則または GTR に一致させることを 求めている。

自動車については、TTIP 交渉に関する EU のポジションペーパーにおいても、1998年協 定の枠組などを利用して規制の収斂を目指すと 明記されている⁵⁾。ただし、現時点の報道に よれば、TTIP は自動車に関する規制の収斂を 目指すには至らず、自動車に関する追加的な ルールを定めるとしても、規格の相互承認を求 める程度のルールにとどまる見通しである⁶⁾。

もう一つのタイプは、規格や規制が作成され る過程における締約国間の協力を強化すること で、あらかじめ締約国間で相違のない規制が作 成されるように図るルールである。このタイプ のルールは、規格に関するルールと規格を含む 国内規制全般に関するルールに分けられる。

まず規格について、CETAは、締約国の強 制規格が適合的(compatible)となるよう努力 することを求め、特に、一方の締約国が、すで に他方の締約国によって採択されている強制規 格と同等又は類似の強制規格を作成しようとす る場合には、前者は後者に対して当該強制規格 の策定に関するデータなどの提供を求めること ができると定めている。また、他の締約国の者 が自国の者よりも不利でない条件で強制規格の 作成プロセスに参加できるようにしなければな らないとも定めている。さらに締約国は、それ ぞれの標準化機関の協力を強化し情報交換や規 格の調和を行うよう確保することが求められ る。TTIP に係る EU 案⁷⁾は、CETA のルール をさらに強化し、TTIPの目的が規制アプロー チの収斂を促すことにあると明記したうえで. 締約国や締約国の標準化機関が適合的な規格や 基準を作成するよう努力することを求めるもの となっている。

次に規格を含む規制全般に関する横断的ルー ルとして、CETAには規制協力 (regulatory cooperation) に関する章が挿入されている。 CETA は、規制協力の目的の一つが規制の収 斂にあることを明記したうえで、二国間協議や 情報共有などを行うことを求めている。また. RCF (規制協力フォーラム) を設置し、規制 当局間の協力を促進することを予定している。 さらに, ある問題について新たな規制を導入し ようとする締約国は、同じ問題について他の締 約国が導入している規制を考慮することが求め られる。この義務は同じ問題について他の締約 国と異なる規制を導入することを妨げるもので はないが、少なくとも他の締約国が導入してい る規制を考慮に入れるよう求めることで. 規制 の収斂を図っている。TTIP における規制協力 に関する EU 案⁸⁾も、CETA と同様、各締約 国の規制当局やステークホルダーの協力を促進 すべきことを定めている。ただし TTIP の EU 案は、CETAと異なり、両締約国の規制の適 合性を高めると定めるにとどまり、規制の収斂 には言及していない。これは、特に規制の収斂 に対する米国の消極的な姿勢に配慮したものと 推測される。

さて、日本もメガ FTA の締結に向けた交渉 を進めており9). 日本が今後締結するFTAに も規制の収斂に関するルールが挿入される可能 性がある¹⁰⁾。

まず、日本がEUと交渉中のEPAにおいて は、貿易を妨げる規格や規制の相違が主要な議 題の一つとなっており、ここで述べた規制協力 に関するルールが挿入される可能性が少なくな いと予想される。日本の産業界においても、日

EUEPA への規制協力ルールの挿入を求める機 運が高まっている¹¹⁾。2015年5月に開催され た日EU定期首脳会議の共同プレス声明では、 EPA 交渉を通じて規制協力が深められること への期待が表明されている。

他方で TPP 協定においては、規制の一貫性 (regulatory coherence) に関するルールが挿 入される12)。規制の一貫性に関するルールは、 これまで締結された FTA においてはほとんど 言及されていないが、TTIP 交渉において EU が規制協力に関するルールの挿入を求めたこと に対する米国の対案として位置づけることもで きよう。公表された TPP 協定の規制の一貫性 に関するルールによれば、締約国内の規制当局 間の協議や調整を促すべきことや、規制影響 評価 (RIA, regulatory impact assessment) を行うなどにより、良き規制慣行(GRP, good regulatory practices) を実施すべきことなど が定められている。また、TTIP 交渉に関連し て提示された米国商工会議所の文書によれば、 規制協力が締約国間の規制の適合性を確保する ためのプロセスであるのに対し、規制の一貫性 は締約国内の規制プロセスに関するルールであ るとされる¹³⁾。TPP協定の規制の一貫性に係 るルールは、他国の規制制度改革を求める一方 で、規制の収斂を進めることには消極的である 米国の姿勢が反映されているとも言える。

メガ FTA がもたらすインパクト

TPP 協定は大筋合意に至ったものの発効 までには困難が予想されるし、現在交渉中の TTIP や日 EUEPA が最終的にどのような形で まとまるかも予断を許さないが、メガFTAが もたらしうるインパクトとして、二点指摘した 11

第一に、国際的なルール作りにおける EU の プレゼンスがますます高まると考えられる。 EU が域内企業の国際的競争力を高めることを 目指して国際標準化活動に積極的に取り組んで きたことは周知のとおりであるが、CETA や 日 EUEPA を通じて主要国との協力を強化す ることで、EUの国際標準化活動の重要性がま すます高まると予想される。また、メガFTA の規制協力に関するルールが効果的に機能す れば、規格にとどまらず様々な規制について も EU が中心となって世界共通の規制作りが進 められる可能性がある。EUのメガFTAは、 国際標準化として行われてきた活動の対象を拡 大し、グローバル・ルール・メイキングとも言 えるようなものに変質させつつある。グローバ ル・ルールが作られることで貿易を妨げる各国 の規制の相違が少なくなれば、 日本企業にとっ てもメリットはあろう。ただし、日本にとって 好ましいグローバル・ルールの作成を実現する ためには、単なるルール・テイカーではなく ルール・メイカーとして EU などと協調してい く必要があろう。

第二に、グローバル・ルール・メイキングが 進められると、国がそれぞれの政策目的を実現 するために自由に規制を策定する主権的権限が 損なわれるとの懸念が強まると考えられる。国 内で行われてきたルール・メイキングがグロー バル・フォーラムに移転することに対する懸念 は、従来から様々な形で表明されてきた。特に EUでは、各国の規制権限がEUやWTOのルー ルによって制約を受けることで、各国の市民の 求める人権や環境、また民主主義といったいわ ゆる非経済的価値が損なわれるのではないかと の懸念が根強くある。EUとカナダの間で政治

合意に至った CETA がいまだに発効していな いのも、CETAによって規制権限が制限され ることに対する EU およびカナダの市民の懸念 が解消されていないためといえる。日本では. 企業や市民の間でこの点についての議論が成熟 しているとは言えないが、(正しいかどうかは さておき) TPP 協定が日本の主権を脅かすと の懸念が示されたことはある。今後メガ FTA を通じた規制の収斂が進むとすれば. グローバ ル・ルールを作成する必要性と、各国の特に非 経済的問題についての規制権限を尊重する必要 性をいかにバランスするかが問われることにな ろう。

[注]

- 1) TBT 協定と規格などの調和については、中川淳司『経済 規制の国際的調和』(有斐閣, 2008年), 122-38 頁参照。
- 2) なお、貿易を妨げる基準や規格には食品の安全規格なども 含みうるが、輸入食品に対する検疫措置のように人や動植物 の生命又は健康を保護するための措置は、SPS 協定(衛生 植物検疫措置の適用に関する協定)の対象となり、TBT協 定は適用されない。他方で、食品の安全に係る措置であって も、食品の表示義務のように人や動植物の生命又は健康を保 護することを直接の目的としないものについては TBT 協定 が適用される。このほか、政府調達協定(政府調達に関する 協定)にも基準や規格に関する定めがあるが、本稿では扱わ ない。
- 3) 任意規格については、国際規格に合致させることなどが TBT 協定上義務付けられているわけでは必ずしもない。た だ、標準化機関が TBT 協定附属書三に定められる適正実施 規準を受諾する場合には、当該標準化機関は強制規格と同様

- の義務に沿って任意規格を承認することが求められる。
- 4) Consolidated CETA Text (Published on 26 September
- 5) European Commission, The Transatlantic Trade and Investment Partnership (TTIP) Regulatory Issues, EU Position on Motor Vehicles.
- 6) Inside U.S. Trade (July 3, 2015), New Claims That TTIP Auto Deal Could Yield \$20bn Are Based On Prior Study.
- 7) EU's Proposal: TTIP Initial Provisions for Chapter [] - Regulatory Cooperation (tabled for discussion with the US in the negotiating round of 20-24 April 2015 and made public on 4 May 2015).
- 8) EU's Textual Proposal: Technical Barriers to Trade (TBT) (tabled for discussion with the US in the negotiating round of 10-14 March 2014 and made public on 7 January 2015).
- 9) 日本のメガ FTA 交渉をめぐる現状については、『国際問 題』632巻(2014年12月)における特集に詳しい。
- 10) 日本は RCEP (東アジア地域包括的経済連携) や日中韓 FTA の交渉も進めているが、これらの FTA に規制の収斂 に関するルールが挿入されるか現時点で不明確である。
- 11) 日本経済団体連合会「日 EU 規制協力に関する提言―経済 連携協定(EPA)締結後の将来を見据えて--」(2015年3月 17日); 日本機械輸出組合「平成26年度内外一帯の経済成 長戦略構築のための国際経済調査事業(欧州との内外一帯の ビジネス環境整備に関する調査)」(2015年3月), 10-14頁。
- 12) 規制の整合性と訳されることもある。中川淳司「TPP 交 渉の行方と課題・4-TPPで何が決まるか(サプライチェー ンのグローバル化を支えるルール)―」『貿易と関税』(2014 年4月号), 21-24頁。
- 13) US Chamber of Commerce, Regulatory Coherence & Cooperation in the Transatlantic Trade and Investment Partnership (TTIP).
- 14) 将来的には、マルチでの規制協力が必要になるとする 見方もある。Simon Lester & Inu Barbee, The Challenge of Cooperation: Regulatory Trade Barriers in the Transatlantic Trade and Investment Partnership, Journal of International Economic Law, vo. 16, p. 847, pp. 865-866 (2013).